

尼崎市立北図書館 指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

尼崎市教育委員会

はじめに

尼崎市立北図書館（以下「本件施設」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年尼崎市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 7 条（北図書館の管理）の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとした。

ついで、条例第 8 条（指定管理者の指定の申請）及び第 9 条（指定管理者の選定）に基づき、本件施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を申請者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定することとし、その選定に当たって必要な事項についてこの要項で定めるもの。

本要項は、本件施設に係る指定の申請並びに管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものであり、本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「尼崎市指定管理者モニタリング評価の手引き」（以下「手引き」という。）に定めている。指定の申請に当たってはこれらの内容を十分に踏まえること。

I 募集の概要

1 施設の情報

名 称	尼崎市立北図書館
設 置 目 的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため
所 在 地	尼崎市南武庫之荘 3 丁目 21 番 21 号
面 積	敷地面積 1,569.62 m ² 、建築面積 932.20 m ² 、建物延面積 2,477.50 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階、塔屋
開館年月日	昭和 54 年 6 月 1 日
施 設 概 要	一般開架室、児童開架室、身障室、参考室、青少年室、集会室、多目的室

2 主な管理の条件及び管理の基準等

(1) 管理の基本的な考え方

指定管理者は、本件施設を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に管理を行わなければならない。

ア 本件施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

イ 利用者の平等な利用を図ること。

ウ 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。

エ 個人情報の適正な管理を行うこと。

オ 環境への配慮に留意すること。

カ 利用者サービスの向上を図ること。

(2) 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取り組を進めるものとする。

(3) 主な管理の条件及び管理の基準

管理の条件及び基準に係る主な事項は次のとおりである。業務内容及び履行方法等については、参考資料「尼崎市立北図書館管理業務実施要項（仕様書）」を確認のこと。

※今後市が決定する公共施設再編に伴い、当該施設の再整備計画が確定することなどにより、施設現況、事業内容、経費の上限、指定管理期間等が変更となる可能性がある。その場合は、別途市と協議を行い対応すること。

指定管理料	提案上限額 119,600千円（税込）（内、修繕費1,800千円（税込）） ※一年度の修繕等に係る経費について、市が指定管理者に交付した額に満たないときは、当該交付額から指定管理者負担額を控除した額を市に返還しなければならない。（修繕費の精算制） ※3年周期で行う必要のある建築物点検やAED使用期限に伴う消耗品や本体代も含める。 ※各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）で定める。
指定期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
指定管理者が行う業務	(1) 条例第4条各号に掲げる事業（図書館資料の収集を除く。）の実施に関する業務。 (2) 本件施設の資料の利用に関する業務 (3) 本件施設の施設及び附属設備の維持管理に関する業務 (4) その他、尼崎市教育委員会が必要と認める業務
自主事業	管理業務のほかに、管理業務に支障を来すことのない範囲で、指定管理者自ら企画提案し、事前に計画書を提出し、尼崎市教育委員会の承認を得て、自主事業を実施することができる。 自主事業の実施に要する費用については、指定管理者が負担し、その事業の実施で得た収益については、原則として、指定管理者に帰属するものとする。

指定管理者に期待する事項	管理業務とは別に次の事項を期待する。 (1)尼崎市立図書館基本的運営方針で示すめざす将来像「本と出会う、人と出会う、人生を豊かにする図書館」の実現に向けて、多くの幅広い世代が本に触れ、図書に関心を持ち、学習と交流のための機会を提供する各種事業や空間づくりに取り組み、図書館としての効用を高めること。 (2)現在計画している新図書館の整備に向けて、学習と交流の拠点として魅力ある図書館となるよう協議に参加し有効な議論を行うなど新図書館の整備を円滑に進行できるよう協力すること。
開館時間	午前9時から午後8時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあたる場合にあっては、午前9時から午後5時15分までとする。
休館日	次に掲げるもののほか、やむを得ない理由がある場合は、臨時に休館することがある。 (1) 毎週月曜日(ただし、祝休日に当たるときはその直後の休日でない日) (2) 年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで) (3) 館内整理日(3月、7月、8月、12月を除く毎月最後の木曜日。(ただし、この日が休日に当たるときは、その直後の平日。)及び12月28日) (4) 特別整理期間(5月上旬から6月末日までの間に5日以内(期間中の土・日・祝日を除く)) ※「館内整理日」及び「特別整理期間」は資料整理のため職員は出勤日となる。
有資格者の配置	指定管理者は本業務を行うにあたり、図書館司書(従事者の85%以上が司書資格保有者であること。)、防火管理者及び個人情報保護管理者を配置すること。
災害等発生時の対応	指定管理者は災害等の発生に伴う、帰宅困難者に対する一時的な避難場所の開設その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を講じなければならない。 また、尼崎市地域防災計画に基づく避難場所として使用されることとなった場合にも、必要な措置を講ずるとともに、避難場所の開設及び管理運営に関し必要な協力を行わなければならない。 なお、この場合において指定管理料に含めることが適当でないと市が認める部分の費用負担については、市が指定管理料とは別に負担するものとする。

リスク分担	別表のとおり
ガイドライン記載以外の関係法令	ガイドラインに記載のもの以外で、本件施設の管理に当たって遵守すべき法令は次のとおりである。 (1) 図書館法 (2) 著作権法 (3) 個人情報保護法 (4) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、その他労働関係法令

3 応募資格等

(1) 応募できる者

法人その他の団体（以下「法人等」という。ただし、法人格の有無を問わない。以下同じ。）で、指定期間中、本件施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められる者。個人による応募はできない。（自治法第 244 条の 2 第 3 項）

なお、複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）による応募は、これを可とする。

(2) 応募できない者

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

イ 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者

ウ 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等

エ 破産手続開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これら類する手続等がなされている者

オ 法人税、消費税、地方消費税、事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納している者（法人等又はその代表者に適用）

カ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下「暴力団等」という。）

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する法人等

ク 当該市施設及び類似施設において、選定委員会で指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直近年度に実施される当該施設及び類似施設の公募には応募できないものとする。

※類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、中央公園、庄下川東広場、記念公園、有料公園（橘・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
-----------------	---

基盤施設	弥生ヶ丘斎場、尼崎市墓園、市営住宅、阪神尼崎駅前駐車場、城内地区駐車場、自転車駐車場
文教施設	生涯学習プラザ、園田東会館、女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、青少年いこいの家、美方高原自然の家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、あこや学園、たじかの園、身体障害者デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、尼崎学園、ユース交流センター

(3) 同事業体等により応募する際の留意事項

- ア 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- イ 代表の法人等を定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、他の同事業体等の構成団体になることはできない。
- エ 同時に複数の同事業体等の構成団体になることはできない。
- オ 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

4 申請の手続き

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の資料を提出すること。同事業体等においては、エからシの書類は全ての構成団体に係る資料の提出を要する。

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。また、提出のあった書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

- ア 指定管理者指定申請書（暴力団等に該当しない旨等の誓約含む）
- イ 事業計画書
- ウ 収支計画書
- エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- オ 役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿及び履歴書
- カ 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- キ 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請日直近3年間に終了した各事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ク 申請年度における直近の財産目録
- ケ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図、業務執行体制等わかるもの、就業規則等）
- コ 直近1年間の法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税に係る納税証明書（非課税等の場合にあつては、これに代わる書類）
- サ 直近1年間に主たる事業所の所在する市町村の水道料金等を滞納していないことを証する書類

シ 法人等の概要

ス 誓約書

セ その他審査に必要な書類

共同事業体等のグループによる申請の場合、グループ構成員表及び構成員ごとにエ～シの書類及びグループ間における協定書

(2) 申請書等の提出先

受付期間	令和7年7月4日から令和7年9月4日まで（日曜日、月曜日及び祝日並びに7月22日、8月12日を除く。）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
受付場所	尼崎市 教育委員会事務局 中央図書館 （尼崎市北城内2-7 尼崎市立中央図書館 3階 事務室）
提出部数	正本1部 副本9部 ※提出書類については、A4サイズのフラットファイル等に綴じ、インデックス等で仕切り紙を挿入するとともに、整理した上で提出すること。

※受付場所に直接持参すること。ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(3) 施設所管課（問い合わせ先）

教育委員会事務局 社会教育部 中央図書館

〒660-0826 尼崎市北城内2-7

電話 06-6481-5244 FAX06-6481-2142

メール c-tosho@city.amagasaki.hyogo.jp

5 説明会及び施設見学会の開催

応募を予定する法人等は、応募方法、提出書類などについての説明会及び施設見学会に必ず出席すること。出席に当たっては、事前に4(3)に掲げる施設所管課まで申し込むこと。

（参加人数は、1法人等につき2人まで）

(1) 開催日時

令和7年7月15日（火） 14時から1時間程度

(2) 開催場所

尼崎市立北図書館 尼崎市南武庫之荘3-2-1-21

(3) 申込先

電子メールまたは直接持参にて4(3)に掲げる施設所管課まで

(4) 申込期間

令和7年7月4日（金）～令和7年7月12日（土）

6 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問については、令和7年7月23日（水）までに質問票を4(3)に掲げる施設所管課に電子メールで提出のこと。なお、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問事項の回答等

募集要項等に関する質問の回答は、令和7年8月8日（金）までに応募者名を伏せて、市ホームページに掲載する。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載する。

II 選定方法及び審査基準

1 選定方法

下記の審査基準に基づき、尼崎市立北図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション形式）により選定する。

面接審査の実施時期は9月下旬頃を予定しており、日時、場所、出席人数等については、追って通知する。

2 審査基準

選定委員会は、条例第9条（指定管理者の選定）に基づき、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 本件施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 本件施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 市内貢献（本市が求める基準（評点等）を満たした場合に審査※し、加点する項目）
※①市内に本社等を有する法人等又は②市内に支店等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っている法人等（共同事業体においては構成団体のうちいずれかが該当する場合）
※事業実施に際し市内在住者の雇用に配慮していること
- (5) 社会的課題※の解決に資する取組の推進

※次の例のような取組を推進するための提案がなされている、若しくはすでに実施されているか（尼崎市公共調達基本条例第9条）

- ・ISO9001の認証を取得している
- ・ISO14001の認証を取得している
- ・エコアクション21の認証を取得している
- ・障害者雇用をしている
- ・保護観察対象者等を3か月以上雇用している
- ・協力雇用主として神戸保護監察所に登録している
- ・尼崎市と「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、本市が施行する訓練に参加している
- ・尼崎市男女共同参画推進事業者として認定されている
- ・若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上
- ・1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上
- ・経済産業省の「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の認定を受けている

3 選定審査対象除外（失格）

次に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、応募された法人等に文書で通知する。

Ⅲ 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市教育委員会と協議の上、次の協定を締結するものとする。各協定に規定することとなる主な事項については、「ガイドライン」に掲げる例示を参照すること。

また、基本協定については、指定の議決を経て尼崎市教育委員会が指定管理者として指定したとき、手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとする。なお、基本協定を締結する際に別途「暴力団排除に関する特約」を締結するものとする。（ガイドライン例示参照）

具体的な業務内容及びその履行方法、各年度の指定管理料やその支払方法等は、単年度の協定（年度協定）を締結するものとする。

Ⅳ 業務の引継ぎ

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和8年3月31日までの間に、本件施設の管理に関する業務の引継ぎを尼崎市教育委員会及び現指定管理者と行うものとする。なお、引継ぎに係る費用等は、指定管理者の負担とする。

Ⅴ 労働関係法令順守報告書の提出

本件施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うに当たり、尼崎市公共調達基本条例に基づき「労働関係法令遵守状況報告書」を提出するとともに、当該報告書を本件施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示すること。（Ⅷ参考資料「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」参照）

Ⅵ 人権尊重の取組

指定管理者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライ

チェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

Ⅶ 業務の調査及び評価、指示

業務の調査及び評価、指示等については、「ガイドライン」及び「手引き」を参照のこと。

Ⅷ 選定に係るスケジュール

1 質問票受付	令和7年7月4日(金)～令和7年7月23日(水)
2 現地説明会	令和7年7月15日(火)
3 申請書受付	令和7年7月4日(金)～令和7年9月4日(木)
4 面接審査(プレゼンテーション)	令和7年10月上旬(予定)
5 選定及び選定結果の通知	令和7年10月下旬(予定)
6 仮基本協定の締結	令和7年12月(予定)
7 市議会への提出	令和7年12月(予定)

Ⅸ 参考資料

- 1 尼崎市立北図書館の設置及び管理に関する条例
- 2 尼崎市立北図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
- 3 尼崎市情報公開条例
- 4 尼崎市情報公開条例施行規則
- 5 尼崎市暴力団排除条例
- 6 尼崎市公共調達基本条例
- 7 尼崎市公共調達基本条例施行規則
- 8 尼崎市立北図書館管理業務仕様書
- 9 尼崎市立北図書館施設維持管理業務実施要領
- 10 尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン
- 11 尼崎市指定管理者モニタリング評価の手引き
- 12 労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文
- 13 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文

～お問い合わせ先～

教育員会事務局 社会教育部 中央図書館

担当：狭間

〒660-0826 尼崎市北城内2-7

電話：06-6481-5244 FAX：06-6481-2142

メール：c-tosho@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

別表 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む）の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	●	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む）	両者協議	
	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	●	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		●
利用者及び第三者への賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）		●
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		●
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など）	原則は両者協議とするが、初動体制は指定管理者	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費	● ※負担する金額による	● ※負担する金額による
	市の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害		●
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	●	
	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		●
性能のリスク	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		●
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		●
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消しにおける原状回復に係る費用		●